

秩父市墓所管理システム更改業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 秩父市墓所管理システム更改業務の業者選定に関する事項等について協議検討するため秩父市墓所管理システム更改業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、秩父市墓所管理システム更改業者の選定に関する事項について協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総合政策部改革推進課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、総務部情報政策課長、環境部環境課、聖地公園管理事務所長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部聖地公園管理事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年5月2日から施行する。